

日本の公共図書館における地方行政資料

井上 知永理

近年、地方分権や情報公開等の関連で、地方行政資料の収集・提供・保存について関心が高まり、公共図書館が地方行政資料を扱う意義が論じられるようになってきた。しかし、公共図書館における地方行政資料の収集・提供・保存については、個々の論考や事例が発表されているが、全体的な分析・考察は十分には行なわれていない。

そこで、本研究では、日本の公共図書館における地方行政資料を対象として、地方行政資料の収集・提供・保存体制の変遷と議論の状況、地方行政資料の提供の現状をまとめ、地方行政資料の提供の今後の課題について分析・考察した。その際、地方自治体の文書館等の動向を踏まえた上で分析した。研究方法としては、文献調査と訪問調査を用いた。

研究の結果、以下の事柄が明らかになった。

- ・1950年代は、図書館法の制定等により、図書館界において地方行政資料が意識されるものの、積極的には議論されない時代であったが、1960年代に入ると、地方行政資料について議論され始めるようになった。1962年の叶沢清介の提言、その後の「郷土の資料委員会」設置や「地方行政資料の収集と管理」を研究テーマとする全国公共図書館研究集会の開催によって議論はさらに高まるかのようにみえた。しかし、日本史資料センター問題が起きたことで、図書館の関心事は、再び歴史的な資料や文書に移っていった。
- ・1970年代は、住民との関わりの中で、図書館における地方行政資料について論じられるようになった。また、1977年には、日野市立図書館市政図書室が開室した。このことは、図書館が地方行政資料を扱う際の一つのモデルを示したといえる。
- ・1980年代は、情報公開制度との関連や文書館等類縁機関との関係から図書館における地方行政資料が論じられるようになった。そして、行政機関や文書館に関する議論は、1990年代も継続して行なわれた。しかし、1990年代当時、地方行政資料を用いたサービスを本格的に展開している図書館は少なかった。現在でも人的資源等の課題が残されている。
- ・近年では、図書館と文書館の連携や融合が議論され、一部の地域では実践されている。図書館と文書館で、収集やレファレンス範囲の分担を行なってサービスを展開している。
- ・地方行政資料のサービスを展開するには、地方行政資料の収集の地域的範囲や資料範囲等を成文化し、地方行政資料の収集方針を明確にすることが基礎になる。一方、整理と保存に関しては、整理基準と保存基準を作成する必要がある。日野市立図書館市政図書室のように、NDCとは異なる独自の分類体系を考案する例もみられる。
- ・地方行政資料の提供と利用については、図書館は、図書館の資料提供の自由と、行政機関の理念を尊重した地方行政資料の提供方針を明確にし、提供に関して責任を持たなければならない。
- ・地方行政資料のサービスには、司書としての知識に加えて、行政や行政資料の知識をもった図書館職員が必要である。図書館職員は、資料の提供依頼や利用者のニーズをつかむために行政機関へ足を運び、行政機関との関係づくりを行なう必要もある。そのため、地方行政資料のサービス担当者は、ある程度長い期間、そのサービスを担当し、経験を積むことができるように、図書館には配慮が求められる。
- ・図書館は、現在のサービス状況を把握し、予算や業務のレベルに合わせた地方行政資料サービスの展開計画を立てることが求められる。資料の効率的収集につながるため、行政機関からの理解と協力を得ることは重要である。そして、住民へのより完全な地方行政資料サービスを展開するためには、文書館等類縁機関との協議、連携が重要である。

(指導教員 大庭 一郎)